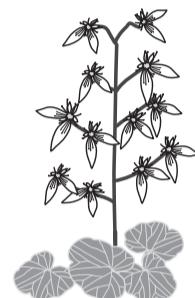


特別徴収（年金天引き）の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内



介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、年に6回、偶数月に行われます。しかし、年間の保険料は、市民税・都民税の課税内容などに基づき算定されるため、前年の所得が確定する7月にならなければ決まりません。そのため、4月・6月・8月に特別徴収で納めていたり、保険料は、2月に納めていたりといった額を、仮の保険料として納めていたことがあります。

月に特別徴収で納めていたり、保険料は、2月に納めていたりといった額を、仮の保険料として納めていたことがあります。そのため、4月・6月・8月に特別徴収で納めていたり、保険料は、2月に納めていたりといった額を、仮の保険料として納めていたことがあります。

翌年2月に納めていただきまし、度の前半と後半の天引き額が極力均等になるよう、8月の仮徴収額を変更（平準化）することができます。ただし、保険料額決定後は、仮徴収額との差額分を、10月・12月・1月・翌年2月に納めていただきます。

が変動するなどして保険料額が変動になった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなることがあります。

仮徴収額を変更した場合は、介護保険料額決定通知書兼納入通知書でお知らせします。

詳しくは介護福祉課保険係

470-7777（内線4

910-4911）へ。

新年度を迎えて

待ち遠しかった春を迎えました。新年度を迎える、入学、就職、引っ越しなど新たなスタートを切る方も大勢いらっしゃることと思います。まさしくは「人間は体によくないものは排泄するもの、悩み事なども内に秘めずに言葉ある会で、「人間は体によくないものは排泄するもの、悩み事なども内に秘めずに言葉」とあります。言葉を発することがあります。

私も「意志」と「言葉

によって力をもらう場面が

あります。言葉を発すること

で、考えを整理し、意志

を確認し、それによって不

安を乗り越え、時に他人の

意見を聞きながら、自分の

力を信じることができます。

かもしれません。

「人間は体によくないも

のは排泄するもの」は受

け売りですが、なるほどと

感心しました。

市民の皆さま、夢と希望

にあふれる新たなスター

トを期待しております。

にして誰かに話すことが大切」といったお話を聞きました。

した。また、先日見た映画

の中では、言葉の力（希望

を言葉にすること）につい

てのせりふがありました。

私も「意志」と「言葉

によって力をもらう場面が

あります。言葉を発すること

で、考えを整理し、意志

を確認し、それによって不

安を乗り越え、時に他人の

意見を聞きながら、自分の

力を信じることができます。

かもしれません。

「人間は体によくないも

のは排泄するもの」は受

け売りですが、なるほどと

感心しました。

市民の皆さま、夢と希望

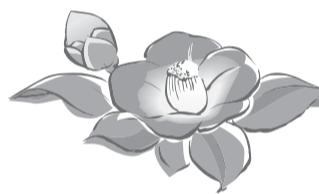
にあふれる新たなスター

トを期待しております。

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術に関する照会にご協力ください



並木克巳



建築制限条例の一部を改正しました

の審査対象になります。

また、違反した場合は、建

築基準法に基づく違反是正の

罰則の対象となります。

条例および地区計画の内容

の詳細は市ホームページをご覧ください。

5月のお気軽無料相談



相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先	相談員	問い合わせ先			
法律相談（各日8人）	10日（水） 17日（水） 24日（水） 31日（水）	午前10時から	市役所2階 相談室	弁護士	4月27日（木）	午前9時から 電話で 男女平等推進 センター 472-0061	午前10時～ 午後5時	東久留米建築 設計協会会員			
								5月18日（木）			中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	10日（水）	午後1時から			司法書士			4月28日（金）		教育相談員	中央相談室 473-3667
表示登記・土地の境界等相談（4人）		午前10時から									滝山相談室 475-8909
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	17日（水）	午後1時から			土地家屋調査士			5月11日（木）		母子・父子相談	児童青少年課 470-7736
税務相談（5人）											身体障害者相談員
人権・身の上相談（4人）	24日（水）	午後1時から			行政書士			5月18日（木）		知的障害者相談員	同センター 477-2711
不動産取引相談（5人）	11日（木）	午後1時から									心身障害者（児） 相談
交通事故相談（5人）	31日（水）	午前10時から			宅地建物取引士			4月27日（木）		職業相談	ハローワーク 三鷹職員
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）											住宅増改築相談
女性の悩みごと相談（各日3人）	8日（月） 12日（金） 15日（月） 22日（月） 29日（月）	午後1時半～4時半 午前10時～午後1時 午後1時半～4時半		女性カウンセラー	4月19日（水） 4月28日（金）		消費者相談 ※電話相談も可。	市消費者センタ 473-4505 ※直接会場へ。			
女性弁護士による法律相談（3人）	12日（金）	午前9時半～午後0時半						行政相談	生活文化課 470-7738		
経営相談	平日	午前10時～午後4時	東久留米市 商工会館	女性弁護士	4月21日（金）		妊婦訪問 赤ちゃん訪問	健康課保健サ ービス係 477-0022			
			市商工会 経営指導員				生活困窮者自立 相談	福祉総務課 470-7741			

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」が、20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の利用を認めています。